

諮問日：令和6年11月5日（令和6年度（最情）諮問第34号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第9号）

件名：建築基準法48条による規制に関して、昭和61年頃に最高裁判所が合憲と判断した判決文等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

昭和25年発布、建築基準法第48条用途地域規制ドライクリーニングが、昭和61年頃に最高裁判所で合憲の判断がされた判決文またはその判決の内容が記載された文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年7月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

私共業者は昭和62年ごろ監督所管の一つから建築基準法が最高裁で合憲になったのでパークが使用禁止に出来なくなったので気をつける様忠告を受けています。最高裁の判断は石油系の溶剤について、屋内で使うより屋外で使う方が多いので危険とは言えない、資格を持っているから、パークについて最高裁は判断をしなかったとの根拠だとのことで忠告を受けています。国交省によると、行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条2項の規定に基づき開示しないと決定だそうです。その様な事の中、国交から建築基準法違反だとされ、1年前よりドライ機を使わないで下さいと通

告をされ国交省や厚労省の書類を出され迷惑ですので開示を求めました。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、本件開示申出文書について、裁判所ウェブサイトにおける裁判例の検索を含めて探索したが、該当する司法行政文書を作成又は取得していなかった。また、本件苦情申出を受けて再度探索を実施したが、実際に本件申出文書を作成又は取得していなかった。

苦情申出人は、苦情申出書を提出するが、種々の事情を述べて本件開示申出文書を開示してほしいと求めるのみで、最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることの裏付け等の具体的な主張は何らしていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出を受けて、裁判所ウェブサイトにおける裁判例の検索を含めて探索したが、該当する司法行政文書はなかった旨説明する。この点に関し、司法行政文書の開示手続の対象となるのは司法行政文書に限られ、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないところ、判決書は、裁判事務に関する文書として作成されるものであり、司法行政事務に関して取得されない限り司法行政文書には当たらない。そして、司法行政文書として取得される判決書は、裁判所ウェブサイトに掲載されるものなど、作成される全ての判決書の中で限られたものになると考えられる。このような前提事実や、当委員会庶務を通じて確認した本件における探索の手法等に照らしても、上記最高裁判所事務総長の説明に不自然な点は認められない。

これに対し、苦情申出人は、苦情申出書において、昭和62年頃に最高裁判所の判断に関して聞き及んだ旨の事実を記載するほかは、開示を必要とする事情を主張するのみで、本件開示申出文書の存在をうかがわせる事情は特に認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕